# 特定非営利活動法人

# SMP日本システム監査人協会報

# 公認システム監査人の認定始まる

特定非営利活動法人 日本システム監査人協会 副会長・事務局長 富山伸夫

永らく検討されてきた公認システム監査人制度が発足し、これの認定事業が始まりました。4 月上旬に配られた67号会報と一緒に募集要項が会員の皆さんに届き、5月末日まで認定申請をどうするか熟慮された方が多かったことと思います。

募集要項が配られた直後、公認システム監査 人制度そのものに対する疑問や申請書に関する 問合せが数多く寄せられ、このことに対する会 員各位の意識の高さを感じさせられるものがあ りました。制度に対する疑問は、今までの検討 経過を会報の記録などを参照して頂くことで略 解消したことと思われますが、その間にシステム 監査に関する本質的な論考が数多くよせられた ので、その一部を別に当会報に投稿して頂きま した。

6月7日(5月末郵便日付)に締め切った申請 者数は、

公認システム監査人 161人 システム監査人補 67人 合 計 228人 でした。

第1回目の募集は、既にシステム監査の実務経験が豊富な方を対象にして、会員2名(内1名は理事)の推薦状があれば曹類審査のみ面接なしでOKということでした。結果として、会員総数の約3割が応募されたことになり、当初認定委員会で想定した人数のとおりでした。システム監査人補に応募された方がかなりの人数であったことは、これからの教育研修や実務経験獲得を真面目に考えておられる方が多いということを示しており、今後協会としても真剣に対応して行かなければならないことです。

実務でシステム監査に従事されている方には、この公認システム監査人資格の貨重さをよく認識されているせいか、早く認定証が欲しい

がいつになるのかという問合せがありました。

今後のスケジュールですが、6月中に認定審査を完了し、6月末ごろ審査結果通知が申請された方々に届きます。それをうけて認定料3万円の振込をしていただいた方には、順次公認システム監査人の認定証が送付されます。公認システム監査人の審査基準に合致しない方には、募集要項どおり、システム監査人補の認定証が送られます。

システム監査人補に申請された方には、上記より少し早めに認定証が届けられる予定です。いずれにせよ、当会報が届く頃には既に認定証を 手にしておられる方がいることでしょう。

認定を受けられた皆様の今後のご活躍をお祈りいたします。

## 公認システム監査人一般募集

協会会員以外の方も対象にした、公認システム監査人の一般募集が始まります。

あわせて、他の資格をお持ちでシステム監査 の経験はあるが、システム監査技術者資格は持 ち合わせていない方を対象として、協会認定の 教育機関による特別認定研修講座が開設されま す。

募集要項等は、7月早々には協会ホームページに載せられることになっています。会員個々には案内は出ませんし審査方法が若干変わります(面接あり)ので、今回の応募を見送られた方はご注意ください。また一般募集ですので、協会外で関心をお持ちの方々にお知り合いがあれば、是非注目するよう声をかけて下さればよろしいと思います。

およそのスケジュールについては、募集受付が8月~9月、審査及び面接が9月~10月、認定決定は11月前半を目標に実施される予定です。

2002. 2 .25

# システム監査人教育研修制度

## 教育研修制度委員会

## 1. 教育研修制度の概要

本制度は、公認システム監査人認定制度に基づき、公認システム監査人の認定を受けるための実務経験/知識・能力を習得するために協会の行う研修について規定する。

また、認定されたシステム監査人/システム 監査人補が認定を更新するために必要な継続教 育研修について規定する。

2. 公認システム監査人取得のための研修 コース

公認システム監査人認定の要件であるITに関する知識、システム監査に関する知識の習得および実務経験を習得するための研修コースである。

本コースは、現在のシステム監査普及の状況 を考慮して、実務経験と同等の演習を提供する コースである。

詳細は別表「協会主催研修コースの概要(案)」の通り。

#### 2.1 実務経験習得コース

- ① システム監査普及サービス 協会がシステム監査の普及と啓蒙のため に行うシステム監査
- ② システム監査実践セミナー システム監査普及サービスとして協会が 実施したシステム監査事例をロールプレ イング方式で行うシステム監査演習(2 日間コース)
- ③ システム監査実務セミナー システム監査普及サービスとして協会が 実施したシステム監査事例をロールプレ イング方式で行うシステム監査演習(4日 間コース)

## 2.2 特別認定知識・能力習得コース

協会が認定した資格所有者に対して、システム監査人として必要な知識・能力を 習得するための研修コースとして、以下 のコースを設ける。

① 情報システムに関する知識研修コース (2日間コース) 情報処理試験(システム監査)の情報シス

- テムに関する知識習得のためのコース<br/>
  ② システム監査に関する知識研修コース<br/>
  (2日間コース)<br/>
  情報処理試験(システム監査)のシステム<br/>
  監査に関する知識習得のためのコース
- ③ 論文およびプレゼンテーション研修コース(1日間コース) 情報処理試験(システム監査)のシステム 監査に関する論文作成能力およびプレゼンテーション能力習得のためのコース

# 2.3 各コースのカリキュラム

教育研修制度委員会にて別途定める(未完成)

#### 3. 継続教育のための研修コース

システム監査人およびシステム監査人補が適切なるシステム監査活動を実施するために、ITなどの環境の変化に対応可能な知識・能力を維持・増進が必要である。

これらの知識・能力向上を支援するための研 修コースである。

## 3.1 研修コース

- ① システム監査普及サービス(上記2.1①参照)
- ② システム監査実践セミナー(上記2.1②参 照)
- ③ 月例研究会 新しいIT技術・知識などシステム監査に 関係する講演・討論会
- ④ 支部研究会 北海道、中部、近畿、九州支部が行うシ ステム監査に関する研究会およびセミ ナー
- ⑤ 研究分科会 システム監査事例研究会、セキュリティ 研究会、技法研究会
- ⑥ 協会が関与する講演会
- ⑦ 協会が関与するセミナー

#### 3.2 研修コースの内容

教育研修制度委員会にて別途定める(未 完成)

以上

## システム監査が監査であるために

## No.162 藤野 正純

#### くはじめに>

この4月にsaajのメーリングリストで、システム監査基準に関する白熱した議論がありました。その中で主張や考え方の違いではない、単なる用語の意味の取り違えから議論が混乱しているように思えた場面がありました。それに関連して意見を述べさせてもらったことを、この会報の場で再整理をしてみたく筆をとりました。「システム監査とは何か」を自問自答しながら、明快な答えが出せなくて悩んでいるひとりとして述べます。

<監査基準と監査要点を混同していませんか>「システム監査基準は年代物であり、もう初期の目的を達し今日的な基準ではないので、これにこだわる必要はない」という議論があります。この場合の「システム監査基準」とは、監査を実施するために拠り所とする枠組みのことではなく、監査要点を指して使っておられるようです。

そのほかの議論でも、システム監査基準のなかの実施基準を監査基準と取り間違えて議論する人が結構います。この実施基準は、システム監査基準で「監査項目を定めている」と記述しているように監査要点を列記しているものです。

監査要点とは、監査目標を達成するために、 各監査項目について立証すべき命題のことを言います。監査目標は、情報システムの進展等に 対応して変わっていきます。統一テーマとして の監査目標が変われば、個別テーマとしての監 査要点が変わるのは当然のことです。その意味 で、システム監査基準に書かれている監査要点 が、今は年代物となっていたりするという意見 はあり得ます。

(なお、どの監査要点も年代物になっているかというとそうではありません。たとえば、システム監査基準のVI.イ.1.(1)にある「情報戦略は、経営戦略との整合性を考慮して策定しているか。」は、最近になって重要視されだした監査要点だと思われます。)

しかし、本来のシステム監査基準が時代遅れ になっているという非難は、監査基準にとって は身に覚えのない「ぬれぎぬ」となります。(「本 来のシステム監査基準」については、後述しま す。)

## <当初の監査基準は啓蒙的である>

旧システム監査基準は、その実施基準を「監査を行うに当たっての観点と内容について定めたもの」と説明しています。すなわち、監査要点のことです。昭和60年に「システム監査基準を策定」したのは、「システム監査の普及促進に努める」ためでした。そこで、システム監査の目指すものが分かるように、啓蒙的な意味で、本来の監査基準とはいえないものも書き込まれたと考えられます。

これは、会計監査の基準でも同様の歴史があります。当初には、「監査実施準則」が、監査基準の次に補足され、その中で監査手続を監査項目別に列記していました。昭和25年に制定され平成3年に削除されるまで、幾度も改訂されながら啓蒙的役割を果たしました。そして、平成14年1月には、その準則自体も廃止し、監査基準一本に純化しています。

## <本来の監査基準とは>

監査基準の本質については、実践規範として、専門的技術基準として、責任基準として、 品質基準として、利害調整基準として、役割基準としてなど、様々な性質をもっていると論じられることがあります。

システム監査とは、何を目的としてどのようなことをするものであり、監査人の役割は何かを規定するのが役割基準です。システム監査基準では、旧基準の前文や一般基準1の目的が、部分的に、それに当たります。ただ、改訂後の基準では、一般基準から目的が削除されており、システム監査が何を目指しているかが明示されていませんし、システム監査人の役割については、ほとんど記述されていません。

責任基準は、監査人が意見の表明をした結果、いかなる範囲でいかなる程度の責任を負うのであるかを規定するものです。これも監査基準には不可欠です。しかし、現今のシステム監査基準には責任基準と呼べるものはありません。「システム監査人は、自らの判断に対すると、「システム監査人は、自らの判断に対するとは、監査にののではなく、監査を述べているに過ぎません。(もう少し言えば、根拠を明確にするとは、監査証拠をいかには、根拠を明確にするとは、監査証拠をいかに表めて、監査調書にいかに記述するかという規定の仕方をしなければ監査基準とはなり得ない

でしょう。)

こうしたことが、システム監査基準が依拠で きないと感じられる場合の本質的な問題点だと 思います。(ただし、上に取り上げたことは一例 です。)

「我々の監査は、一般に認められたシステム監査基準に準拠して実施された」という文言が、監査報告書に記載されたなら、どのような品質の監査が実施され、どの程度の責任をもって監査人が意見表明しているのかが分かることになってはじめて、システム監査基準が監査基準として認められるのだと考えられます。

監査基準は、社会から認知されなければなりません。監査基準がいろいろあったのでは、システム監査の報告書を利用する読者は、いちいち、そのシステム監査はどの程度の技術水準で、どの程度の品質で実施されたのか、その監査人はどの程度の責任をもって報告書を作成しているのかを検討した上でないと、監査報告書を利用できないことになります。そのような制度は、社会的には消滅せざるをえないでしょう。

## <システム監査と会計監査の関係>

よくある意見に、「システム監査は会計監査と は違うから、会計監査の議論を持ち出すのは筋 違いだ。」というのがあります。これは、冷静な 議論をする場合には避けるべきだと考えます。 なぜなら、

- ① 監査論を、自分たちで、一から作り上げなければならないからです。 これまで長年にわたって培われた理論や 実践を無視することになります。
- ② 監査という名を我々の行為に付けたのは、会計監査で使われている監査という 用語のイメージを求められたと想像できるからです。
- ③ システム監査を受ける側は、監査という 冠が付く以上、会計監査との類似性を連 想するか、あるいは、期待するからで す。

その上、本来の監査基準で述べたことは、会 計監査の監査基準でも満足していない点があり ます。

しかし、以上をメーリングリストで発言したときに、「会計監査のしくみに学ぶべき所は多いと思います。そのことが会計監査の一部としてシステム監査が存在するべきであるという根拠にはならないのではないでしょうか。」という誤解を受けました。この点の誤解が多いので、あ

えて書き加えたのですが、説明不足で、また誤 解を生んだようです。

私は、監査のなかに、会計監査やシステム監査が含まれると述べているつもりです。会計監査がシステム監査の上位に位置するとは思っていません。理由は長々と書かねばならないので省略しますが、会計監査の一環として実施されているシステム監査は本来のシステム監査ではないとも考えています。

したがって、「会計監査の中にシステム監査が 位置づけられるのは、結構なことだ」とも思って いません。逆に、システム監査のうちに会計計 査が含まれているとも考えていません。メーリ ングリストの議論の中で、「会計業務や販売を 取業務よりも企業システムの方が上位が り、企業システムの監査にはシステムの にある。社会システムの監査にはシステムの にある」といった意味の話があり した。こうした話に煽られて会計監査とり ム監査の序列を考えられたのかも知れまりまた といった序列付けは意味がありまた。 したにある」といった意味の話がよこれ した。システムとは何か、監査は何かを突き したがりいってくるのだと思います。

いずれにせよ監査理論を学ぼうとすれば、会計監査論は避けて通れないというだけのことです。監査論も、実務や歴史から帰納・演繹するアプローチだけでなく、論理学や認識論からアプローチしようとしている学者も出てきています。(「監査の理論的考え方」鳥羽至英、秋月信二著、森山書店刊) 監査論は、われわれがシステム監査を極めていくときに、よりどころにできるものだと思います。

#### <監査基準の不備をどうするか>

システム監査基準は、過去の遺物だというのは、監査基準と監査要点を混同しているという点は、始めに述べたとおりです。監査基準の本質から見て、今のシステム監査基準に不備があるというのであれば、理解できるという点は、その次に述べました。そこで言い忘れてはいけないのが、システム監査人協会の役割です。

監査要点の陳腐化に対して、システム監査人協会は、「情報システム監査実践マニュアル」を発刊して、CSS、EUC、DOA等について対応しています。

監査要点だけではなく、システム監査の実践 方法についても貴重なノウハウを提供していま す。同マニュアルの統巻が今編集されていま す。将来にわたって、努力は続けられるでしょ う。この努力が現今のシステム監査基準の不備 を補っているといえます。

一方、監査基準についてはどうでしょうか。 システム監査基準の策定が国から離れた今、シ ステム監査人協会が設定主体として努力するほ かないとは思います。

実際、努力されている例があります。日本システム監査人協会では、システム監査のあり方検討委員会で、平成12年12月に「システム監査のあり方に関する提言」をまとめています。この提言では、①監査の目的にシステムの有効性を積極的に加えること、②幅広いニーズに応えるためにシステム監査の範囲をひろげることの二点を主張しています。

実は、メーリングリストでの議論は、この「提言を基にして、現在の公認システム監査人の制度が出来上がっています。最近の会員MLで議論をされるに当たり、もう一度下記の資料(「システム監査のあり方に関する提言」のこと)をご覧になって頂きたくお願いいたします。」という指摘が投稿されてあと、潮が引くように収束してしまいました。もちろん、この指摘はメーリングリストの議論に水を差そうとしたものではないでしょうが、結果的に議論に参加していた人たちが引いてしまったようです。

しかしながら、引くべき理由はないようです。なぜなら、この提言の努力にも関わらず、システム監査とは何かについて我々は未だ我々自身を説得できる了解点にたっしてはいないからです。そして、メーリングリストでは、システム監査とは何かについて理解できそうなヒントに出会えることが出来るからです。

たとえば、メーリングリストの議論では、監 査と診断の違いについて、次のような魅力的な 説明がありました。

「・・・これに対して診断は医師が患者を診察するように、調査を受ける対象者とその報告を受ける対象者とその報告を受ける対象者が同一の場合を指すことが一般的ではないでしょうか。また、監査では監査者は調査結果の報告のみ行うことが必要であり、監査対象者に解決策などコンサルティングを同時に行ってしまっては客観的な事実をゆがめてしまうため許されませんが、診断では患者が調査依頼者のため調査報告と改善策を同時に行ってもなんら問題ありませんし、行うべきです。」(杉浦司さん)

システム監査の確立のために、システム監査 に関する議論が再び高まることを望みたいと 思っています。最後に、システム監査用語の定 義案を提示して、皆様の議論の足掛かりにした いと思います。

## <システム監査用語>

監査; かんさ	audit 監査人が、あるものの行為やその行為 の結果としての情報を批判的に検討 し、その真実性や妥当性や準拠性等を 確かめ、一程告することをいう。 監査には以下の特徴がある。 ・保証行為である ・ある基準あるいは標準に従って 意 見が述べられる ・意見は主観的である
基準; きじゅん	standard 何らかの行為のもととなるきまり。標 準も同意。
規範; きはん	model,pattern 判断、評価、行為などのよりどころと なるもの
監査人;かんさにん	auditer ・第三者性を求められる ・第三者性を求められる ・意見を報告する(言明の伝達) ・総合的な意見を求められる ・総合的意見を表明するために 高度な知識と経験を求められる 計画的・組織的な取組みが求め られる ・監査要件を立証するため監査証 拠
設証; にんしょう	certification 調査人が、あるものの行為やその行為 の結果としての情報が規準にどの程度 合致しているかを判定し、その結果を 利害関係者に報告するか、あるいは格 付として公表することをいう。 認証には以下の特数がある。 ・証明行為である ・ある規準あるいは規格に照らし て判定される ・規準がない事項については判定 しない
規準; きじゅん	criteria 何らかの判定をするためのきまり、判 断手段 判断基準であることを一般的に説明す る場面でのみ規準という
保証:   ほしょう 	assurance 他の者の行為やその結果としての事実 について一定の責任を請け負うこと。
証明; しょうめい	attestation 他の者の行為やその結果としての事実 の有無について証拠立てて明らかにす ること。
「検査;	inspection 品物を何らかの方法で試験した結果を 品質判定基準と比較して個々の品物の 良品・不良品の判定を下し、又はロッ ト判定基準と比較してロットの合格・ 不合格の判定を下すこと。[Z9001]

1 3 0 00	
試験;	test  サンプル又は試験片などの供試品につ
	いてその特性を調べること。[Z9001]
監査目的;	
かんさもくてき	監査の目的とは、監査を実施すること
	により目指そうとしているものであ  る。監査目標などと対比して特に監査
	目的という用語を使う場合には、監査
	がその存在理由として本来有している
	水準のもの即ち理想を指すものとする。
	ただし、「目的」という語そのものは、
	目指すところとか目当という意味の普 通名詞であるので、監査報告書の中で
	も、一般用語として「目的」という言葉
	を使うことは問題ないとすべきであろ
監査目標;	う。
かんさもくひょう	監査実施の局面で、監査目的の中から
	選ばれて、より現実的に規定された当 面の達成すべき目当をいう。
	システム監査は固定した目的をもつ監
	査ではない。 監査を実施する組織
	│体、客体、時期、環境などにより、そ │の目的は変るものである。監査を実施
	するにあたり、いくつかの監査目的の
	中から選ばれた目的を監査目標とい
監査要点;	う。 audit objective
かんさようてん	システム監査を実施するに際して、監
	査目標を具体的に記述したものをい う。 監査目標を達
	成するために、各監査項目について立
監査ポイント;	証すべき命題を監査要点という。
監査テーマ;	監査要点と同義語である。
監査対象; かんさたいしょう	   監査対象と監査範囲は、監査人により
""UCICIOS )	混乱して使われることが多く、監査報
	告書などを作成する段階で意味を峻別
	して使うことが望まれる。 監査対象とは、監査日的によりすでに
	限定された監査される客体をいう。
監査範囲;	scope of auditing
かんさはんい	監査対象のうち選択した監査手続を適  用する部分を監査範囲という。
	監査を受ける客体を監査対象といい、
	監査の実施段階で実際に監査手続が適  用される部分を指して監査範囲という
	と解釈すると、分かりよいのではない
BERNED.	か。
監査項目; かんさこうもく	実際のシステム監査の場面で、選択さ
	れ監査手続が適用される単位である。
監査手続; かんさてつづき	auditing procedure 監査証拠を求めるために適切な監査技
#·NC ( ) Jさ	衛を、実施する時期、範囲、担当者な
	どを考慮して選択し、一定の手順で宝
監査技術;	行に移すこと。 auditing technique
かんさぎじゅつ	監査証拠を求める手段である。
	質問、視察、閲覧、突合、比較、分
•	l l

	HE WAS THE PROPERTY.
	析、検算、コンピュータ利用監査技法   等がある。
監査証拠;	audit evidence
かんさしょうこ	監査要点を客観的に立証する資料で
	あって、監査人の意見形成の基礎とな
	るもの。
監査証跡;	audit trail
かんさしょうせき	監査要点を立証する監査証拠のうち、
	監査対象の中で繰返し跡付けできるも
	のを指す。
予備調査;	preliminary review
よびちょうさ	本調査を始める前に、問題点の背景や
0.0 / 0 / 0	概要を知り、監査計画を立案するため
	の調査をいう。
本調査;	The second secon
ほんちょうさ	実地に証拠を入手して既知の問題点を
10,000	確認し、監査人独自の立場から新たな
Ì	問題点を発見する過程。
事前協議;	印超点を光光する地性。   (pilot test)
予削助級 ,  じぜんきょうぎ	(puot test)   監査の依頼事項を確認し監査目標を定
Canasia	監査が10額事項を確認し監査日標を足   める手続である。
実査;	physical increasion
英食。   じっさ	physical inspection
しつさ	現金や有価証券の有高を自ら数えて確
]	かめる監査技術をいう。
	実査は、会計分野の専門用語である
	が、Z社の模擬監査で、本調査の意味
	で使われたことがあったので、注意を
	喚起する意味でここに専門用語として
	の定義を記しておく。以下、往査と棚
ì	卸についても、専門川語とは違った意
	味で使われることがあるので、システ
	ム監査用語ではないが説明を加えてお
	<b>&lt;</b> 。
現地調査;	
げんちちょうさ	往査と同意語である。
往查;	
おうさ	単に被監査現場に出向き監査を実施す
	ること。
棚卸;	i dynsical inventory
棚卸; たなおろし	pyhsical inventory   会計用語で、日時を決め商品や材料な
	会計用語で、日時を決め商品や材料な
	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その
	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語
	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語 として次のように用いるのは、システ
たなおろし	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語
	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語 として次のように用いるのは、システ
たなおろし	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語 として次のように用いるのは、システ
たなおろし 指摘事項;  改善事項;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語 として次のように用いるのは、システ
たなおろし	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語 として次のように用いるのは、システ
たなおろし 指摘事項; 改善事項;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その 実在性を確める手続をいい、一般用語 として次のように用いるのは、システ
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善事項;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。
たなおろし 指摘事項;  改善事項;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「際害が発生する可能性や法規・基準等
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善事項; む善動告;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「際書が発生する可能性や法規・基準等に準拠していないことを明示すること
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善事項;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「際害が発生する可能性や法規・基準等に準拠していないことを明示すること助言ともいう
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善事項; む善動告;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「本拠していないことを明示すること助言ともいう 指摘事項が発生しないまたは発生しに
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善動告; 指摘;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「本が発生する可能性や法規・基準等に準拠していないことを明示すること助言ともいう指摘事項が発生しないまたは発生しにくくする方法のうち被監査部門で対応
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善動告; 指摘;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「本拠していないことを明示すること助言ともいう 指摘事項が発生しないまたは発生しにくくする方法のうち被監査部門で対応可能なものを示すこと
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善事項; む善動告;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「本拠していないことを明示すること助言ともいう指摘事項が発生しないまたは発生しにくくする方法のうち被監査部門で対応可能なものを示すこと 提言ともいう
たなおろし 指摘事項: 改善動告: 指摘: 指導	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「本拠しているいことを明示すること 助言ともいう 指摘事項が発生しないまたは発生しにくくする方法のうち被監査部門で対応可能なものを示すこと 提言ともいう 指摘事項を改善するように要請するこ
たなおろし 指摘事項; 改善事項; 改善動告; 指摘;	会計用語で、日時を決め商品や材料などの棚卸資産を個々に検数して、その実在性を確める手続をいい、一般用語として次のように用いるのは、システム監査の中では避けるべきである。  「本拠していないことを明示すること助言ともいう指摘事項が発生しないまたは発生しにくくする方法のうち被監査部門で対応可能なものを示すこと 提言ともいう

## システム監査の考え方

No.170 守田 昭彦

システム監査人協会がNPO法人としてスタートする時期に、システム監査は何をするのかについていろんな意見が飛び交っています。私は多様な意見を否定するものではありませんが、少なくともシステム監査の目的は明確でなければならないと思います。

1. システム監査人が、いろんな業務をやること に、私は決して反対しているわけではありませ ん。むしろそのような活動に役立つように、IT コーディネーター資格や情報処理試験のシステム アナリスト資格、情報セキュリティアドミニスト レータ資格など積極的に取得すべきだと思ってい ます。ですから、公認会計士資格を持っているこ とが前提ですが、システム監査人が、財務諸表監 査をしても差し支えないし、その逆もあり得ると 考えます。大切なのは、どんな目的でやっている かであって、システム監査人がやるから、それが すべてシステム監査ではないということです。た だ最近米国では、エンロン事件などあり、監査と コンサル業務を同一企業が担当することに制限を 加えようとするなど、監査の独立性に、一層厳し い目が向けられています。

2.システム監査については、時代の変化に合わせて、信頼性、安全性、効率性の観点からだけでなく、有用性、有効性、戦略性その他いろいろな観点が取り入れられ、また取り入れられるべきだと言われてきました。この観点とは何なのかを検証してみます。

情報システム監査の観点は、システム監査発足時は、安全性、信頼性、効率性でした。コンピュータが導入され、それまで手作業でやっていたいろいろな業務(システム)が、コンピュータ利用のシステム(コンピュータシステム)に変わると、手作業時代にはなかった新たな問題点が出てきました。業務が集中処理されるため、災害や、あるいは事故・障害・誤動作・故意・ミス等の被害の種類と影響の及ぶ範囲が拡大しいの対策がコンピュータが宿命的にもつ脆弱性と称し、この対策がコンピュータ利用普及期の重要問題となったのです。そこで通産省の中に「情報化対策委員会システム監査部会」ができ(1984年)、システム監査基準が策定されました。

システム監査基準は、脆弱性に対する対策ですから当然信頼性・安全性の項目が中心になってい

ますが、もちろんコンピュータ導入による有効効果が期待されて導入されるものですから、その観点での評価は欠かせないものです。そして信頼性・安全性・効率性(有効性)の観点はそれぞれがトレードオフの関係にあり、どれが重要かはその情報システムが置かれた環境によって異なることになります。それでシステム監査基準は、情報システムを総合的に点検評価することとしているのです。決して、安全性や有効性を個別に評価するのでなく、総合的にみて、その結果を健全性という基準で評価するとしています。観点とは、健全性を見る際の一つの切り口なのです。

このことは、私見ではなく、現システム監査学会会長の宮川公男先生編著の「解説システム監査基準」(1987)に書いてあります。ちなみに宮川先生は上記のシステム監査部会の部会長でした。

3.システム監査とはなにかという設問に対する回答は、システム監査の定義にあります。

「システム監査とは「監査対象から独立したシステム監査人が個々の監査の目的に応じて情報システムを点検し、総合的・客観的に評価し、助言勧告などをするもの」である。情報システムの信頼性・安全性・効率性・有効性を監査し、もって情報化社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」(NPO設立趣意書から)

すなわち情報システムの健全化が、システム監 査の目的です。

## システム監査のあり方

No.6018 山口 芳彌

## システム監査と経営管理

私のシステム監査についての考え方は、会報 NO.61(01.2) 「システム監査のあり方検討委員会からの提言についてJPP.45の内容と殆んど一致しており、これで問題ないと思っています。

経験では、過去のシステム監査業務依頼は、ほぼ全て経営トップ層から受けており、システム監査の経営戦略性、有効性という考え方は、実体験を通して極めてスムースに理解出来ます。

巨大自治体東京都の包括外部監査人補助者の場合も、一定期間毎に、知事宛に業務概要説明を提出する等、組織の長に直属していることが明白な 監査でした。

監査は全て経営層と関係があるとまでは言いませんが、監査は経営と直接関係がないという考え方は、実務経験に基づいて否定いたします。

旧システム監査基準解説書には、システム監査 は組織の長のニーズを受けて行い、組織の長宛結 果を報告すると掛いてあったと記憶しています。

本来、監査のニーズは、経営管理者等、組織の 長が持つもので、被管理者、被監査人の立場にあ る者がニーズを持つことは、極めて考え難いこと と言えます。

組織の長には、情報システム部課長も入ります。かつて、私自身もこの職にありましたが、システム監査基準を見ると、情報システム部門の管理職の業務そのものと言えます。したがって、敢えて外部の監査人にチェックを依頼することは殆んどないと思います。

但し、情報システム部長がコンピュータ素人で 自己の管掌する部門に不安があるとか、何かの理 由で社内から大きな疑惑を持たれ釈明の必要があ る、業務外注先に不安があるといった例外的ケー スの監査依頼はあると思います。実際、或る大手 企業の情報システム部長から業務外注先の監査を 頼まれたことがあります。

では、営業部長や生産部長がシステム監査を依頼することがあるかという点ですが、もし依頼しても、情報システム部門、或いはその管掌役員が拒否すれば、監査の実施は不可能です。したがって、現実には、システム監査の依頼は、経営管理層か情報システム部門以外からは、まず出てこないと思います。そして、情報システム部門が依頼するとしたならば、トップやユーザー部門との関連という経営管理的視点からのチェック依頼であると考えます。技術チェックならば、自ら実施する筈です。

以上から、経営管理ニーズから全く独立した技術評価のみのシステム監査というのは、頭の中の想像では考えられても、現実のニーズとしては出てこないのではないかと思います。そもそも、システム監査基準が技術チェックというより、システム化業務の管理という視点でつくられています。

これに関する事例として、私に監査を依頼したうちの3社の社長が、私への依頼前に、大手コンピュータ専門企業等に同内容の依頼をしたが、報告書内容が全く理解出来ず、期待に反したと怒っていたケースがありました。報告書内容は技術用語が多用され、経営管理的対策には殆んど触れられていませんでした。この依頼を受けた人は、技術チェックと勘違いしたか、顧客の社長を啓蒙するために、自己の信ずる基準で仕事をしたのではないかと想像しています。

## システム監査と会計監査の違い

今回のMLの議論を見ていて、強く感じたこと

は、監査目的の明確化という点が置き去りにされ ている点です。

監査の目的は、いかなる監査であれ、監査ニーズに的確に沿った監査を行い、依頼者が求める結果を出すことです。監査基準はこのための手段に過ぎないことをきちんと理解しておく必要があります。

例えば、会計監査は歴史があり、完成度が高く、システム監査もこの制度を取り入れるべきだという意見は、次の理由で不適切です。

確かに、会計監査は、監査発祥の分野であり、 大いに参考にはなりますが、目的の異なる全ての 監査に、会計監査のパターンを当てはめるという のは行き過ぎです。

監査は、その目的によって、そのあり方や内容が大きく変わります。システム監査と会計監査は、目的に大きな違いがあり、当然あり方や内容にも違いがあります。

会計監査の目的は、企業の不正な会計処理を防止することにあります。例えば、企業の経営者が、利益額が小さくなるような会計処理をして、出資者への配当額や納税額を減らそうとしたり、逆に損失が出ているにもかかわらず、利益が出ているような会計処理をして自己の地位を保とうとする等、企業に関係している多くの利害関係者に不利益が及ぶような行為の防止等です。

こうした不正防止のため、国は、法律によって、企業が、あらかじめ詳細に定められた会計処理手続を遵守していることを、公認会計士によって監査することを義務付けています。

この会計処理手統が会計基準です。会計基準自体は法ではありませんが、これを法にすると、与野党の駆け引きで廃案になる等、適時、柔軟に改 訂出来なくなる事態も予想されるため、基準の状態にしているのであって、本質は法です。したがって、被監査側は、基準に従って会計処理をすることを、別の法によって義務付けられており、会計監査人も、同様に、会計基準に厳密に従って監査することを義務付けられています。

こうした経緯から、会計監査報告書も、基準に 照らして適正という簡潔なもので済みます。要す るに基準を遵守しているという証明書であり、依 頼者にとって、基準に照らして適正という報告を もらうことが、唯一の目的なのです。この場合、 基準は選択の余地のない手段であり、権威がある のです。

もし、会計基準に従っているという記述のない 監査報告ならば、監査人に突っ返し、報酬も払う 必要はありません。

しかし、同じ監査人に、或るテーマについてシ ステム監査を依頼し、その監査報告が求める内容 のものであれば、基準についての記述がなくて も、報告の質に対して、依頼者は対価を払いま す。逆に、基準が立派であっても内容がお粗末、 或いは的外れならば、対価の支払いは拒否するで しょう。すなわち、基準より報告の内容が大事な のです。

システム監査の対象業務範囲は会計だけでなく、例えば、情報処理部門業務をはじめ、コンピュータ化されているマーケティング、物流、生産管理、eコマースも含めた受注出荷、マスコミの編集等、広範多岐に亘っています。監査依頼者のニーズは、これらの業務を有効、的確、効率的、安全に遂行するということを基盤として、何をどうして欲しいという具体的なテーマで提起され、その内容は千差万別です。情報処理部門業務だけが監査対象ではありません。旧システム監査基準にも、監査範囲として、入力データ作成業務から、アウトプットの利用までと定義しています。

私が情報システム部門長であった時のことですが、コンピュータで作成していた役員会資料が、ユーザー部門で、一部、外部に流出するということがありました。アウトプットの受け渡しは、全て記録していましたが、誰宛のものが流出したか、ついに判らずじまいでした。調査した課されたらしいとのことでは、予備に作成していたものが、ひそのにユーザー部門の紛失者に渡されたらしいとのことでした。これ以後、重要アウトプットには、一のといるようでした。その後監査の際は、必ずこの点も確認しています。アウトプットのシステム監査では、利用状況だけでなく、ユーザー部門での管理状況等も対象範囲とする必要があります。

特に、現在のクライアントサーバー形システム の場合は、社内の大部分が情報処理機能を分担し ているケースが多く、まさに、全社の業務の大半 が、監査対象範囲に入ってしまうという状況に なっています。これは、自治体でも同様の状況で す。

経営トップからの依頼の場合は、社内のコンピュータ化されている経営管理システム全てが対象という形で提起されます。このようなニーズに対して、システム監査基準のみによるチェックで、適、不適を判定し、基準にない分野、業務、事項等については監査対象外とするといった扱いは、依頼者のニーズに全て応えたことにはならないので、実際問題として論外です。

会計監査は、業種業態を問わず、業務遂行結果の会計処理という分野のみに監査対象を限定していますので、100%、監査基準である会計基準が適用出来ますが、広範多岐に亘る業務を対象とし

て、千差万別の監査テーマに応えなければならないシステム監査は、全ての対象範囲に通用する厳密な基準を作ることは不可能であり、その必然性、必要性もありません。

更に、システム監査の場合、基準は監査人の ツールであって、被監査側である依頼企業は、基 準には全く拘束されておらず、したがって、関知 する必要もないことを、明確に理解しておく必要 があります。

ただ、依頼企業が、基準の中に、自社にとって、有利な部分があれば、マニュアル化などして、積極的に取り入れたという事例はあります。 実際に、私は、必要に応じて、基準の特定部分を、依頼企業の業務に適した形態でマニュアル化し、取り入れるよう提言しています。

以前見た事務管理の書籍で「基準、Standardは、 それに従うことが有利な場合、自主的に採用する 尺度である。」と定義されていたと記憶していま す。システム監査基準は、まさしく、この典型的 な基準なのです。

以上のような事柄は、一度でも、実際に顧客から、本格的なシステム監査の依頼を受けた経験があれば、身を持って直ちに理解出来ます。

前述の如く、任意監査のシステム監査基準は、 文字通りの基準で、標準的な業務モデルの基本的 チェックポイントを示すもので、何の拘束力も 持っていません。経済産業省が外国政府に配布し た公式英文訳はStandardです。このように、会計 基準とは根本的な性格に大きな違いがあります。 両者を混同、同列に扱って議論することは無意味 であり、生産的な結論は得られません。

#### システム監査の性格

私は、経営トップから依頼されて、システム監査を行う場合、システム監査基準も、勿論参考にしますが、まずはニーズに応えるため、基準にないことについても監査対象としています。例えば、システム部門の要員の意識が、組織のニーズから大きくズレているような場合は、その組織でから大きくズレているような場合は、その組織で体の要員管理、教育等、人事方針にも踏み込んで体の要員管理、教育等、人事方針にも踏み込んで点検します。基準にはなくても、ニーズ、すなわち、監査目的との関連が鮮明であり、且つ依頼者や被監査者が承認する客観的な証拠に基づく監査であれば、何ら差支えありません。

経験では、経営トップから依頼された場合は、 専務取締役や監査役といった役員が監査人との窓 口になりましたので、監査目的との関連を明確に することにより、基準外の監査についても、取締 役経営企画室長、取締役人事部長、取締役総務部 長といった人達から充分な協力が得られました。 すなわち、経営ニーズに基づくことによって、は じめて、本格的なシステム監査が実施出来ると体 験的に理解しています。

或る銀行からシステム開発・運用業務の安全性 点検を依頼された時は、システム監査基準の他 に、FISCのシステム監査指針、電子計算機システ ム安全対策基準等も併用し、

適宜参照しました。このように監査基準を目的 に応じて使い分けることも必要です。

荒川副会長の言われる、基準のないことも取り上げるとは、依頼者のニーズに沿って、柔軟に対応して行くという意味だと思います。実際、顧客の社長に対して、私が基準だ等と言っても相手にされません。システム監査の報告書は主観的な評論ではないので、こういう場合は、目的を明示し、客観的な証拠に基づいて被監査側の確認を受ける方法で、監査を行います。客観的証拠に基づくというのは、極めて基本的、普遍的な監査基準ではないかと思います。

過去、私は、前述の方法で基準にないことも監査し、顧客のトップから感謝され、報酬を受け取っており、その後も、別の業務依頼を受けています。

ところで、包括外部監査は、地方自治法に基づくれっきとした法定監査ですが、厳密な包括外部 監査基準というようなものはありません。一部の 人の定義ではこれは監査ではなく、社会も受け入 れないとのことですが、消滅するどころか、4年 目に入り、着々と定着化しつつあります。

監査対象は、包括、すなわち、何でもありですから、システム監査人の他、弁護士、医師、一級建築士、技術士等もいます。勿論、会計監査人も多数いましたが、会計監査と同様の厳密な監査基準を作るべきだという意見は、一度も聞いたことはありません。監査人

団の団長格である包括監査人は公認会計士でしたが、もう会計監査で全てが済む時代ではないと 言っていました。

この監査は、監査報告書の原稿を被監査部門に 見せて事実確認をするという厳しい方法によっ て、監査基準よりはるかに高い客観性を確保して います。基準に固執し、依頼者のニーズに沿わな いことこそ、監査でないと言えます。

監査には、会計監査以外に、業務監査と呼ばれる監査があります。企業内の監査役監査や前述の 包括外部監査がこの業務監査です。監査役監査 も、特に、厳密な監査基準は定められていません。

業務監査は文字通り業務全体を監査対象範囲としていますので、監査の概念としては業務監査の方が広く、普遍性があります。

業務監査には、会計業務の監査も含まれます。

この会計業務監査の中で、特に会計基準に厳密に 準拠すべき分野の監査が、公認会計士による法定 会計監査です。すなわち、法定会計監査は、監査 の中では、むしろ、特殊な存在と言えます。これ は、会計監査の目的から、そうなっているので す。

システム監査は、コンピュータ化された業務の 監査であり、業務監査の一分野であると考えてい ます。

今回のMLの議論は、監査としては特殊な会計 監査の考えを、より概念の広い業務監査の一分野 であるシステム監査に当てはめようとして起きた ことと考えています。

東京都包括外部監査で、或る公認会計士の人が、私に、公認会計士監査の報告は「基準に照らして適正。」で済むから楽だが、この監査は、頼るべき基準がなく、唯一監査報告書の質のみで判断されるので大変だと語っていました。

この言葉は、会計監査と、業務監査(システム 監査も含む)の違いを端的に物語っています。

## システム監査の今後

以前、或るシステム監査普及を担当する公的機関の責任者の方と話し合った際、もっとシステム監査合格者の活用を関係各方面に働きかけるよう要請したところ、試験に通っても、例えば、システム監査基準やチェックリストだけに頼って、通り一遍の点検をすることがシステム監査だと思っている者がおり、自信を持って、安心して推薦出来ないと返事がありました。私の知っている範囲には、そんな人はいないと厳重抗議しましたが、今回のMLを見て、そのような人がいることを知り、この責任者の方に不明を詫びなければならないと思っています。

この公的機関の指摘は、システム監査は、基準やチェックリストに固執するのではなく依頼者のニーズに的確に沿った質の高い報告書を出すことが求められているということを言っているのです。

MLで意見を言うことは自由で、大いに結構ですが、公的機関の資任者に話す際は、協会の公式意見、見解に従い、他の監査人の迷惑になったり、システム監査発展の阻害要因にならないような配慮も必要と痛感しています。

システム監査人は、任意監査で自由度の高い利点を活かして、普遍的な監査ノウハウを身に付け、隣接するISO分野等へも大いに進出してよいと思います。

実際には、例えば、環境監査という名目で、 ISO14000に進出する等、むしろ、公認会計士の人 達の方が積極的に他分野に進出しています。 私に、監査ノウハウを活かして、ISOに進出することをすすめてくれたのは、公認会計士の人でした。

監査というと、公認会計士、弁護士、税理士等の名があがりますが、これは、これらの制度の歴史が長く、これらの資格を持った多くの先人が実績を積んだ結果を社会が評価したからだと考えています。

この人達の議論や理論が立派だから認められたとは思えません。

システム監査が、こうなるためには、我々が、 出来るだけ早く、多くの実績を積み、社会の認知 を受けなければならないのです。

今や、国や自治体、各企業等、殆んどの団体の 業務の大きな部分がコンピュータ処理化され、そ の範囲は、更に拡大しつつあります。すなわち、 システム監査の潜在的ニーズは

拡大しつつあると言えます。例えば、みずほ銀 行の事例は、このあらわれと思います。

システム監査は、もはや論議の段階ではなく、 実践の段階です。あらゆる機会を捉えて各人が実 績を積み重ねることを強く訴えたいと思います。

既に述べた如く、システム監査は報告書の質が 厳しく問われる監査です。これは、監査人の個人 差が大きく出る可能性があり、いわゆる市場の選 別を厳しく受けるということでもあります。実績 を積むためには、普段から絶えず研鑚を積む必要 があると思います。

今回のMLの議論により、あらためて、システム監査の性格、難しさ、厳しさ等を鮮明に確認し、理解出来ました。議論に参加された方々に謝意を表したいと思います。

システム監査が任意監査である現在では、SAAJ がシステム監査基準を作っても何ら支障ないと思 います。

但し、システム監査が法定化した場合は、基準 は法としての性格を持ちますので、これを作る機 関は、公的手続きで決める必要があると思いま す。

最後に、自治体の包括外部監査人補助者は法定 監査人であることから、国家資格保持者であるこ とが必要です。このシステム監査の国家試験がな くなると包括外部監査のシステム監査人はいなく なります。この意味からも、この試験を残した意 義は大きく、関係者の方々のご努力に、あらため て感謝し、敬意を表します。

以上

# 平成14年度第3回理事会議事録 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会

平成14年3月14日(木)18:30~21:30 於:三井物産(株)会議室 出席者:

> 荒川、小野、橘和、鈴木(実)、富山、 蓮見、和貝、岩崎、打矢、片寄、 勝田、金子、木村、鈴木(信)、藤野、 松枝、水野、山口(忠)、山口(芳)、 吉田、芳仲

#### 1. 審議事項

- (1) 会計規定
  - ・会計担当理事より会計規定の案が提示され、説明された。
  - > 会計規定として承認された。

## 2. 報告事項

- (1) 会計処理の流れ
  - ・会計担当理事より会計処理の流れについて 説明が行われた。
  - ・細目ごとに科目担当者を決めることとす る。
  - ・年度末の処理は発生主義を採用することと する、
- (2) 理事分担表
  - ・認定事業に関連した新規作業の分担を決める。
  - ① 認定委員会
  - ・理事全員が担当することとする。(ただし 会長は除く)
  - ・認定委員には主査と副主査を決めることとする。
  - ・認定委員から、主として審類審査を行う審 査部会と、主として面接を行う面接部会の 担当を決めることとする。
  - 2) 教育委員会
  - ・業務量が増加することから支部理事にも参加を募る。
  - ③ 新理事の担当
  - ・金子理事:事務局、メーリングリスト、セ キュリティ、資料
  - ・山口(芳)理事:法人部会
  - · 鈴木(信)理事: 事務局、広報

## (3) NPO会員拡大

- ① 記念講演会の開催
- ・目的はNPO記念講演会として、認定制度 の説明を行うことである。
- ・日程について、宮川会長と村上課長補佐 のスケジュール確認を行う。5月連休明 けころを予定したい。
- ② 個人会員の拡大キャンペーン
- ・紹介者に月例会参加チケットのようなプレゼントを出す案など。
- ・実施するにあたり問題等ないか継続的に 検討する。
- ③ その他以下のようなアイデアが出た
- ・会員増の方策と、公認システム監査人増 の方策がある。
- ・政府のお思付を受ける
- ・DM用のパンフレットを作成する。
- JISAの協力を得る。

#### (4) 札幌講演

・講師1名を派遣する方向でテーマ等さら に詳細をつめることとする。

#### (5) 事例研

- ・6月29日(土)、30日(日)にシステム監査 実践セミナーを札幌で開催する。
- ・会費は従来どおりとして次回会報で受講 募集を行う予定。
- ・現状、北海道支部で10名程度の参加希望 者がある。
- (6) 理事会議事録
  - ・従来どおり会員に回付する。
- (7) GO合宿
  - ・3月16日、17日、および30日、31日でG O検討のための合宿を行う。

## (8) 近畿支部

第76回定例研究会の開催(ISACA大阪支部との 共同開催)

・「新システム監査人の認定制度」がはじまるので、この制度の解説を行う。

日時 2002年3月20日 (水)18:30~20:30 場所 監査法人トーマツ 大阪事務所

所在地 大阪市中央区安土町 2 - 3 - 13 大阪国際ビル 3 階

## テーマ

「システム監査の動向と

新システム監査人制度」について 講師 情報システム監査株式会社

安本哲之助氏

以上

## 平成14年度第4回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成14年4月11日(木)18:30~21:20 於:三井物産(株)会議室 出席者:

> 宮川、荒川、小野、橘和、鈴木(実)、 富山、蓮見、和貝、岩崎、片寄、 勝田、金子、木村、指田、鈴木(信)、 原田、藤野、水野、山口(忠)、 山口(芳)、吉田、芳仲

## 1.審議事項

- (1) NPO発足イベントの記念講演会
  - ・当初5月を予定していた記念講演を10月 以降に変更した。
  - ・会員拡大チームで検討を進める。
  - > 記念講演会の延期は承認された。
- (2) 事務局の賃貸契約
  - ・ビル管理会社とNSD社とIHSAAJが前会長個人名で交わした三者の同居の覚書は、 10月まで継続することになっているが、 未締結だったNSD社とNPO法人の賃貸契 約を交わすことになった。
  - ・NSD社の賃貸契約案を一部修正してNSD 社に再提案している。
  - > NPOが賃貸契約を行うことは承認された。
- (3) ソフトウェア管理ツールコンソーシアム (仮称)
  - · SAAJがソフトウェア管理ツールコンソー シアムから参加要請を受けた。
  - ・入会金等は不用である。
  - > SAAJがソフトウェア管理ツールコンソー シアムに参加することが承認された。
- (4) 個人会員拡大キャンペーン
  - ・新会員の紹介者に対して、月例会の招待 券を進呈する。
  - ・4月のホームページ定期更新でホーム ページに掲載し、5月からキャンペーン を開始する(7月末まで3ヵ月間)。
  - > 新会員の紹介者への招待券の進星は承認 された。
- (5) 実務研修コース構築計画(案)
  - ・担当理事より作成中の「SAAJ実務教育研修

構築計画(案) について説明を受けた。

> 継続して「SAA」実務教育研修構築計画 (案)」の構築を進めることが承認された。

#### 2. 報告事項

- (1) 理事分扣表
  - ・平成14年度本部理事担当の分担表について内容を確認した。
  - ・認定委員会にはG0レポート提出者が担当 となっている。
- (2) SAAI商標登録
  - ・登録料が21,000円。
- (3) ホームページ
  - ・「倫理規定」の階層が深いため、検索を容易 にするためにトップページから直リンク をはる。
  - ・法人会員の案内を最新の内容に更新する。
  - ・入会方法に準会員の規定が残っているので、改定すること。
  - ・教育の外部機関の募集広告を行う。

### (4) 会報

- ・ 4月16または17日に発送予定。
- ·G1について公表する。
- (5) 千葉経協会報
  - ·G2募集に関する広告を載せる。
  - ・募集開始を6月として、詳細はホーム ページ参照と記載すること。

## (6) 募集要項

- ・すでに印刷依頼済みで、会報に同封す る。
- ·G1ではメールに添付する。
- ・G2以降はホームページよりダウンロード 可能にする。

#### (7) 出版

- ・能率協会よりNPO第1号の著書が出版される。
- ·SAAJ会員6名が出筆している。
- (8) 公認システム監査人制度
  - 4日間の合宿でかなり詳細まで詰めることができた。
- (9) 月例研究会
  - ・12月までの予定表を作成した。
  - ・5月に予定していた記念講演の替りに「コンピュータウィルス対策」を実施予定。
  - ・今後月例研究会への参加に際し、理事に ついても申し込みをお願いする。(理由): 公認システム監査人の継続教育の対象と なり、参加者名簿がセミナー参加のエビ デンスとなるため。

## (10) NPO協会の新パンフレット

- ・原稿が完成したので、今後デザインの検 討を行う。
- ・デザインまで完成後に理事会としてのレビューを行う。
- ・完成は4月末の予定。

## (11) みずほ銀行の外部監査

10日の日経夕刊に外部監査による調査を行う ことが報道された。これを受けて、SAAJが積極 的に関与していくか検討を行った。

その結果、「協会は、システム監査の受託主体ではないので、本件に関して特段の動きはしない。会員個人が手をあげることは自由である(個人名で参加)」ことを確認した。このような場合を含め、各システム監査の実施に、協会の会員が多く参加することになることは望ましく、それに向けて会員の質を高めて行くような活動を積極的に進める。

#### 3. 近畿支部より報告

## (1) 定例研究会の開催結果

当協会がNPO法人と組織換えがされ、その新法人が運営する「新システム監査人制度」の解説が中心であったため、CISA会員にも関連が深いので、今回の研究会はISACA大阪支部と合同研究会として開催した。

- ・開催日 2002年3月20日(水)18:30~20:30
- ・開催場所 監査法人トーマツ

大阪事務所 3 F 研修室

- ・参加者 日本システム監査人協会関係15名 ISACA関係者12名 計27名
- · 発表者 安本 哲之助氏

(情報システム監査株式会社)

- ・ 第1部「システム監査の最新動向」では、 e社会の拡大に応じ、情報システムの点 検・評価が重要度を高め、あわせて重み を増した個人情報の保護問題についても 言及した。これからは内部監査としての システム監査でなく、専門性と客観性を もった外部からの評価の重要度が増して きていることが強調された。
- ・ 第2部「新公認システム監査人制度について」ではNPO総会時の資料にもとづき 解説がされた。

#### (2) 次回定例会開催予定

- 5月24日金曜日夕刻
- 講師 近畿支部会員 喜多陽太郎氏
- 仮題「ISMSガイドについて」を予定している。

以上

# 特定非営利活動法人日本システム監査人協会 会 計 規 定

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は特定非営利活動法人日本システム監査人協会(以下協会という)定款第6章に規 定する会計に関する細則を定める。

## 第2章 予 算

(予算案の作成手続き)

- 第2条 予算案は、次の区分により、事業計画に基づき、担当理事が作成する。
  - (1) 普及・啓蒙、広報事業
  - (2) 研究・研修事業
  - (3) システム監査人認定事業
  - (4) 収益事業
  - (5) 支部
  - (6) 事務局
- 2 前項の予算は、収入と支出を別とし、必要な細目ごととし、それぞれの根拠を明示する。 (予算案作成)
- 第3条 会計担当理事は、第2条による個別予算を集約・調整し、付表1及び付表2の形式の予 算案を作成する。

(予算案決定)

第4条 第3条による予算案は、理事会の審議決定を得て、総会提出用予算案とする。

## 第3章 手当て及び謝礼金等

(事務局手当て)

- 第4条 協会の総会、理事会決定に基づいた事務局活動を行う理事または事務局長の任命した事 務局を担当する会員に、事務局手当てを支払う。
  - 2 事務局活動は、事務処理、会計処理、認証、登記、税務に係る対外折衝を含む。
- 第5条 事務局手当ての金額は次のように定める。
  - (1) 1日あたり(4時間を越える時間)

13,000円

(2) 半日あたり(4時間以下)

6,000円

(出張費)

- 第6条 協会の理事会で必要と認めた、宿泊を伴う出張を行う場合、旅費、宿泊費、出張手当を 支払う。
- 第7条 出張費の金額は次のように定める。
  - (1) 旅費、宿泊費

実費

(2) 出張手当

1泊に付き3.000円

日帰り出張(片道3時間以上) 1回1.000円

2 交通手段が航空機の場合、保険料を含むものとする。

#### (謝礼金等)

- 第8条 謝礼金等に関し、次のように定める。
  - (1) 協会の主催する講演、セミナーへの講師謝礼

①PR要素の多いもの

なし

②講演等を職業とするもの

5万円

③その他

3万円

- ④協会の役員は、上記②③の場合、2万円とする
- (2) 認定委員会の認定作業及び面接作業の手当て、および教育研修委員会特別認定講習機関 の評価作業の手当て

①1日あたり(4時間を越える時間)

1万6千円

②半日あたり(4時間以下)

8千円

(3) その他

・会報記事の原稿料(除、理事)

5千円までの図書券等

- 2 支払いは、第1項の範囲とし、支払いの可否、金額の決定については担当理事の判断・ 裁量による。
- 3 第1項の範囲を超える場合、理事会の承認を必要とする。
- 4 法人への支払いは消費税込みとし、個人への支払いは源泉税込みとする。

(支部理事の総会出席費用)

- 第8条 総会に参加する支部理事には、第7条に定める出張費を支払う。
  - 2 第1項の対象となる支部理事の人数は、近畿支部を2名とし、他の支部は1名の範囲とする。

(理事・監事の特例)

第10条 理事、監事は月例研究会の参加費を免除する。

第11条 理事、監事は総会後の懇親会費を免除する。(退任及び新任理事・監事に適用)

第12条 退任した理事・監事のため年次総会終了後、退任慰労会を開催し記念品(1万円以内)を贈 呈する。

## 第4章 会計処理

#### (费用請求)

第13条 協会の活動に伴って発生する費用および第3章に規定する手当ては、協会に請求することができる。

#### (請求手続き)

#### (支払い)

第15条 会計担当理事は、内容を審査し、承認したものについて、支払い処理を行う。

2 支払い処理後、仕分け伝票によりコンピュータ入力する。

## (収入)

第16条 収入については事務局が扱い、定期的にその明細と仕分け伝票を会計担当理事に送付する。

2 会計担当理事は、内容を審査後、仕分け伝票によりコンピュータ入力する。

## 第5章 支部会計

## (支部会計)

第17条 文部の会計収支は、この規定に準じて行う。

#### (会計担当)

第18条 支部は、支部の会計処理を行うため、会計担当者を置く。

## (会計報告)

- 第19条 支部は、四半期ごと(3,6,9,12月末)に、支部監事の監査を経て、以下の書類を会計担当 理事に送付する。
  - (1) 仕分け日記帳(または収支明細書)
  - (2) 証憑
  - (3) 預金通帳の明細コピー
  - (4) 監査報告書
- 第20条 会計担当理事は、支部の会計書類を受領したら、内容を審査し、承認したものについて、 仕分け伝票に記入し、第15条第2項の規定による処理を行う。

## 第6章 予算管理

## (四半期ごとの処理)

- 第21条 各事業の担当理事は、当該事業に関する予算実績管理を、四半期ごと(3,6,9,12月末)に 行う。
  - 2 会計担当理事は、四半期ごと(3,6,9,12月末)に、会計データを締め、協会全体の予算実 額対比表を作成し、理事会に報告する。
- 第22条 理事会は、収支に著しく均衡を失する恐れがあると判断した場合、収支の均衡を図るため、必要な処置を取る。

## 第7章 税務処理

#### (税務処理)

- 第23条 会計担当理事は、必要なつど、法律に基づく税務処理を行う。
  - 2 源泉徴収税に関する実務は、事務局で行う。

#### 第8章 決 算

#### (決算)

第24条 会計担当理事は、事業年度終了後、定款49条に規定する決算費類を作成し、理事会の審 議決定を経て、総会への上程案とする。

#### 附 則

- 1 この規定は平成14年 2月 7日から実施する。
- 2 この規定は平成14年 4月 1日から一部改定する。

## 付表 1 特定非営利活動に係る予算科目

科目	備 考
I 収入の部	
1 入会金・会費収入	
入会金収入	<del></del>
会費収入	
2 事業収入	
	広告、資料代、ビデオ貸し出し、著作料
研究・研修事業	月例研、セミナー
システム監査人の認定事業	認定料、登録料
3 寄付金収入	
4 収益事業からの繰り入れ	
5 その他収入	
受取利息	
当 期 収 入 合 計(A)	
II 支出の部	
1 事業費	
普及・啓蒙、広報事業費	会報、ホームページ、広告宣伝、パンフ、
研究・研修事業費	月例研、技法研、セキュ研、法人、セミナー、講師料、図書費
システム監査人の認定事業費	会場費、広報費、認定員手当て、認定票作成費
2 管理費	
什器備品費	
光熱水費	
通信费	
消耗品費	
事務所運営費	事務所質貸料
会議費	総会費、理事会ML運営費
支部運営費	
(支部助成金)	支部運営費に含まれる中間勘定
事務局手当て	
推费	
3 予備費	
当期支出合計(B)	
当期支出差額(A)-(B)	
前期繰越収支差額(C)	未収入金含む
当期繰越収支差額(A)-(B)+(C)	

注1:支部で会員外も対象としたセミナーを開催した場合、研究・研修事業となる。

会員のみに限定したセミナーや会議の場合、支部運営費と見なす。

注2:NPOに対する税制の扱いは、「人格のない社団等」並みの扱いとなる。

注3:上記予算科目は、事業の変化に応じて変更できる。

付表 2 収益事業に係る予算科目

科目	備考
I 収入の部	
1 セミナー・出版事業	<del></del>
情報処理技術者試験受験指導	T
当期 収入 合 計(A)	
II 支出の部	
	<del> </del>
情報処理技術者試験受験指導	T
2 特定非営利活動に係る事業への振替	T
当 期 支 出 合 計(B)	
	T
前期繰越収支差額(C)	<del> </del>
当期繰越収支差額(A)ー(B)+(C)	

注1:上記予算科目は、事業の変化に応じて変更できる。

NPO日本システム監査人協会 第1期(平成14年度)本部理事分担表

2004.4.11 理事会

NFU日本ノスノム血直入園	<del></del>	अर	747	(T					-= 9	F // :		·			004	.4. I	1	理明	* <del>*</del>
		理事担当						事業 研究会			4	プロジェクト							
·	総	会	会	研究	法	支	資	渉	広	ナンングレンベー	ヤーペー	事務	認定委員会	教育研修委員会	事	セキュリティ	技	新組	会員増
	務	計	報	会	人	部	料	外	報	ᅐ	シシ	局	会	会	例	7	法	纎	強
2002 会 長 宮川 公男	<u> </u>	<u> </u>																	
1990 副 会 長 荒川 幸式				0	0		0	0	0				0						
1992 副 会 長 橘和 尚道					0			0					•					0	0
1993 副 会 長 安本 哲之助				<u> </u>		0	<u> </u>						0						
1994 副 会 長 鈴木 実				0				0			0		0						
1994 副 会 長 蓮見 節夫		0	0			<u> </u>			0			0	0	0				0	
1995 副 会 長 小野 修一				Ĺ	0	<u> </u>		0			0		0						0
1995 副 会 長 和貝 享介	0			0				0					0					0	
1996 兼事務局長 富山 伸夫			0									0	0	0	0				
1995 理 事 一村 義夫					0														$\circ$
1995 理 事 中尾 宏																		0	
1995 理 事 三谷 慶一郎			0	0				0					0					0	
1996 理 事 勝田 敦彦				0										0					
1992 理 事 木村 裕一	ł			0									0				0		
1996 理 事 松枝 憲司													0	О	0				
1998 理 事 岩崎 昭—				O						0	O	0	O			0	0		
1998 理 事 片寄 早百合		0									0		0					0	
1998 理 事 吉田 裕孝			0										O	0	0				
1999 理 事 原田 奈美			0						O	0	0		Ö						히
1999 理 事 水野 英治					0								Ó	0		O			
2000 理 事 打矢 隆司							0						O	0	0				
2000 理 事 指田 朝久				0					0				O			O			$\neg$
2000 理 事 藤野 明夫										O			Ŏ	O	O	Ŏ		ol	$\dashv$
2001 理 事 山口 忠男	o				0		0								Ť	Ť		Ť	$\neg$
2001 理 事 芳仲 宏				0									0			O			$\neg$
2002 理 事 山口 芳彌					0					$\exists$			Ŏ	0		Ť	_	$\neg$	
2002 理 事 鈴木 信夫									0			O	Ŏ						
2002 理 事 金子 長男							0			O		Ó	Ŏ	$\neg$		ol	$\neg$	一	$\neg$
	L												لـــَــا						

◎印:リーダー
●印:委員長

## 平成14年度第5回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成14年5月9日(木)18:30~21:00 於:三井物産(株)会議室 出席者:

> 荒川、小野、橘和、富山、蓮見、 和貝、岩崎、勝田、木村、鈴木(信)、 中尾、原田、松枝、水野、山口(忠)、 吉田、

## 1. 審議事項

- (1) 公認システム監査人募集要項の確認 九州支部からの質問事項の解釈について理事 会決定を行った。
  - ・ 論文についてはワープロ作成が必須である。
  - ・実務種別C(ISMS審査など)、D(部門内監査など)のみなし期間は、実務種別ごと即ちC、Dごとに最長1年である。
  - ・種別Eにおいて、システム監査実践セミナーを2回以上受講した場合、2回分(6ヶ月×2)の実績となる。
  - ・東京での第1回の実践セミナーについて は修了証がなかったため、修了書の写し はなくても良い。
  - ・第1回の募集時は、AからFまでの実務 種別による申請となっており、「H. 学識 経験」での募集は行っていない。
- (2) NPO協会の新パンフレット
  - ・原田理事が手配作成したデザイン候補に ついて決定した。
  - ・完成は5月下旬の予定。

## 2. 報告事項

- (1) 理事による推薦
  - ・理事が面識のない会員から推薦を依頼されることがあるため、そのような会員に対して面接を行うこととする。
  - ・申請 ひている ・申請 は かっぱい ・申請 は かっぱい かっぱい ・申請 は かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい ・ 申請 は で 面接をする。
  - ・面接の実施日は5月27日から30日の予定。
  - ・地方の会員は支部長に相談すること。
- (2) 認定掛のフォーム
  - ・事務局より「公認システム監査人(補)の認定書 |の案が提出され説明が行われた。

- ・認定期限は該当年の年末日とする。
- (3) 事例研
  - ・実践セミナーを継続教育制度として活用 するために、教材の拡張整備中。
  - ・6月末の札幌でのセミナーより一部利用 を開始する。
- (4) 北海道実践セミナー
  - ・6月29日、30日に実施。
  - ・本日現在で19名の申込みを受けている。
  - ・講師は6名。
- (5) 出版

NPOとして初めての出版物が刊行された。

①書 名:

情報セキュリティアドミニストレータ短 期合格テキスト

- ②発 行:日本能率協会マネジメントセンター
- ③部 数:初版3000部
- ①定 価:2.400円
- ③ 著縄者:

表紙・背表紙

編者 日本システム監査人協会

奥付 監修 荒川幸式

執筆 荒牧裕一・村井俊文・野村章・五十嵐 敬(ベンネーム)・中尾宏・喜多陽太郎 (敬称略・いずれも協会会員)

## 6内 容

セキアド試験の出題範囲から、出題傾向を分析し、重点的に取り上げたほか、平易な解説を 心がけ、初学者でもセキアド試験に合格するように配慮してしてある。

また、問題に対する模範解答を巻末にまとめて あり、冊子として取り外しもできるようにしてあ る。これは、社内講習などの利用で、解答を最後 に配布したいという要望にも対応したもの。

⑦原稿料の寄付

原稿料の半額を協会に寄付することとしている。

#### (6)会員拡大

- ・個人会員拡大キャンペーンを開始した。
- ・申込書に紹介者が記入されるようになっ た。
- ・旧安対事業所に対して入会の案内を送る 予定。

#### (7)記念講演会

- ・秋に実施の記念講演につて、企画と会場 の準備中。
- (8) メーリングリスト
  - ・アドレスの変更手続を再整理して、会報 で案内する。

#### (9) 会報

・原稿締切りは5月末。

#### (10) 広報

- (株)コンサルティングファームでシステム 監査人制度のセミナーを行う予定。
- ・講師は鈴木信夫理事を予定。
- ・詳細については今後詰める予定。

#### (11) 月例研究会

- ・5月または6月に予定していた「コン ピュータウィルス対策」の講演について、 実施者のIPA宮川氏と連絡がつかないた め、テーマを変更する可能性がある。
- (12) EDPユーザ団体連合会
  - ・木村理事から一村理事に会員の変更をす る。
  - ・毎年実施している講演会が10月9日に品 川区の総合区民会館で開催される。
  - ・システム監査人協会についての講演を行 う予定。
- (13) ソフトウェア資産管理コンソーシアム
  - ・コンソーシアム発足時のプレスリリース に、発足メンバーとして当協会名が掲載 される。

#### 3. 近畿支部からの報告

- (1) 第77回定例研究会の開催
- ·日時 平成14年5月24日(金)18:30~20:30
- ・場所 日本ユニシス株式会社 関西支社
- ・テーマ「ISMS (Information Security

  Management System)の動向」

(日本版セキュリティ基準の現状についての報告)

- ・講師 ISMSスペシャリスト 喜多 陽太郎氏
- (2) 電子メール川柳集
  - ・先に10周年記念行事として近畿支部が作成した電子メール川柳集」を発展させ、IT 初心者向けネチケット教育のテキスト風 読み物を近畿会支部有志で企画中。
  - 4月27日に編集長以下3人で第1回打ち合わせをおこなった。

以上

#### SAAJ第87回研究会

No.602 小倉 道雄

講 師:日本弁護士連合会

情報問題対策委員会副委員長

新東京法律事務所

弁護士 北沢 義博氏

先生の紹介が下記URLにある

http://www.newtokyolaw.or.jp

日 時:平成14年4月10日 18:30~20:30

場 所:東京都労働福祉会館

## 欧州評議会

「サイバー犯罪条約とその国内法化の問題点」

- ・条約案の原文は Final Draft Convention on Cyber-crime からダウンロードできる
- ·条約案の説明用報告費は下記からダウンロー ドできる

http://convention.coe.int/Treaty/EN/proje/FinalcyberRopex.htm

・この条約案についての、米国司法省による FAQが下記に公開されている。

Frequently Asked Questions and Answers 1: About the council of Europe

Convention On Cyber - crime(Final Draft released June 29 2001)

条約案は前文と48条の条文からなる。 レジメと夏井先生の条約案の和訳を配布された。

#### 第一 条約概説

1.はじめに

システム監査人協会のホームページを見るといろいろなテーマで研究している。これらのテーマには自分も興味をもっている。最近国会では個人情報保護法案が審議されており、政府はサイバー条約に署名した。この条約を日本に持ち込むのは問題があるため日本弁護士会ではワーキンググループで研究中である。

#### 2.なぜ欧州評議会なのか

欧州評議会とは:1949年、人権、民主主義、 法の支配という価値観を共有する西欧10カ国が その実現のために強調することを目的に設置した国際機関、日本も米国等とオブザーバー参加、加盟国数43。

1996年11月サイバースペース犯罪に関する専門家委員会を設置、日本もオブザーバー参加。 すでに署名済み。

## 3.条約と国内法

日本政府も2003年夏ごろまでに発効したい意 向だが下記問題がある

- ・国会の批准と承認が必要である。
- ・これに見合う国内法の整備が必要となる。
- ・各国には留保条項の権利がある。

## 4.条約の内容における特徴

条約内容は何が犯罪であるかを決める刑事実体法と判決を出すまでの手続を決める手続法にわたる内容となる。内容はコンピュータを使った犯罪が対象でサイバー犯罪に限らない。国際共助から見ても国内法の整備が必要となる。

## 5.視点、問題点

この条約を国内法化した場合、下記のような問題点が出てくる。

- ・犯罪捜査手続に大きな変化がおき警察、 検察だけで対応できるか。現在はビジュ アルな証拠で動くがコンピュータ・デー タでは必ずしもビジュアルではない。
- ・多くの法律家はコンピュータに詳しくないため専門性が確保できるか。
- ・24時間対応の必要がある。
- ・個人のプライバシー、通信の秘密等基本 的人権侵害のおそれ、プロバイダーに対 する過度の負担等(捜査時の立会い)が考え られる。

## 第二 議論

## 1.定義(適用範囲)

下記が定義として重要。

- ① コンピュータ・システム、データ
- ② サービス・プロバイダー(ISPも入る)
- ③ トラフィック・データ

#### 2.刑事実体法

条約によれば下記のような場合が犯罪となるが、わが国の場合かならずしも法律が整備されてない。

① 違法アクセス

- ・不正アクセス法で対応(スタンドアロンや アクセス制御のないシステムも対象とす れば、改正必要)
- ② 違法傍受
- ・対応法律なし(通信傍受法はある)。
- ③ データ妨害、システム妨害
- ・刑法で対応可。
- ① 機器の濫用
- ・不正アクセス法で一部対処可、しかし販 売行為、頒布行為を処罰する規定なし。
- ⑤ コンピュータ関連偽造、詐欺
- ・現国内法でほぼ対応可。
- ⑥ 児童ポルノ関連犯罪
- ・児童買春、児童ポルノ法で一部対応、条 約では持っているだけで犯罪、しかし我 が国では児童ポルノ等の記憶媒体上の保 有は不可、条約では児童ポルノの定義が 広い(国内事情により留保するも可)。
- ⑦ 著作権侵害関連犯罪
- ・国内法で対応済み。
- ⑧ 未遂および幇助・教唆―省略
- ⑨ 法人の責任―省略
- ⑩ 制裁・措置―省略

## 3.手統条項

- ① 適用範囲
- ・2-①~2-⑩の犯罪
- ・コンピュータ・システムを用いて実行されるその他の犯罪。
- ・民間には犯罪行為の電子的な形式による 証拠の収集の義務、協力義務あり。
- ② 記憶されたコンピュータ・データの応急 保全(条約16条)
  - ・これまでの国内法にない。
- ・新たな強制処分となり、行政命令とする か令状主義に服させるかが問題。前者な ら新たな立法、後者なら法改正が必要と なる。
- ③ トラフィック・データの応急保全および 部分開示(17条)
- ・従来はトラフィック・データとコンテント・データは通信の秘密により保護されていたが、条約では前者については容易に保全と開示を認めようとしている。 強制処分法定主義に立てば新たな立法が必要である。
- ① 提出命令(同18条)
  - ・国内法では令状によらない加入者情報の 提出命令は強制処分法定主義に立てば新 たな立法が必要である。

- ⑤ 記憶されたコンピュータ・データの捜索 および押収(同19条)
- ・捜索かアクセスかは締約国の選択となる。他のシステムへの拡張は国内法では 未対応、強制処分法定主義に立てば新た な立法が必要である。
- ⑤ トラフィック・データのリアルタイム収集(同20条)
- ・国内法では通信傍受行為に該当するが、 重大犯罪に限定されない点で未対応であ り、強制処分法定主義に立てば新たな立 法が必要である。またプロバイダー等に 協力させるならば新たな立法が必要であ る。
- ⑦ コンテント・データの傍受(同21条)
  - ・重大犯罪に限定されている点では通信傍 受法で対応されている。

#### 4.国際共助

- ① 双罰性の緩和
- ・コンピュータデータの応急保全については、双罰性を要求してはならない。他国のサービス・プロバイダーを特定するためのトラフィック・データの応急開示をしなければならない。
- ② 週7日、24時間対応(同35条)

#### 5. Q & A

- Q:データを証拠として提出することになっているが信頼性(データの改ざん等による) の議論はされているか。
- A:信頼性があることが前提となっている。
- Q:サイバー上で暗号化されているときキィーを教えろとなるか。
- A:現在法的にない。別途法が必要。
- Q:第3条の非公開の伝送とは衛星通信や無線 通信を考えているのか、もしくは暗号との 関係を考えているのか。
- A:条約はそこまで考えてないと思う。
- Q:第6条の保有するべき物件の数を要件と することができるとはどのようなことか。
- A:ポリュームと考えられるがよくわからない。
- Q:自国内とあるが公海上ではどうか。
- A:誰も権限がない。しかし日本の船なら日本に権限がある。
- Q:16条の応急保全ではどのようなことが考

えられるか。プロバイダーではサーバーを 抑えられる可能性がある。

A:国内法で決まるが、可能性はあるので前 提として対処が必要。

#### 後記

北沢先生も国内法が整備され、ほぼ施行されるだろうとの見方であるが、テロ特別措置法あるいは通信傍受法とともにこの条約に対応する法律があったほうが国レベルでは便利なので来年の夏には何らかの形で施行されるだろう。その場合に我々はどのような対策を採っておくべきかがこれからの課題となる。

以上

# 支部だより

## 北海道支部便り

No.893 渡部 洋子

SAAJの皆さま、初夏の北海道よりこんにちは。この原稿を書いている5月末、ライラックは満開、いい季節です。サッカーW杯も目前、話題のイングランド対アルゼンチン戦は札幌開催、サポーターの姿も増え、街中で盛り上がってきました。

北海道支部も盛り上がっています。

## (1)北海道支部発足記念講演会

4月26日(金)に、鈴木信夫理事を講師にお迎えして、北海道支部発足記念講演会を開催いたしました。テーマは「ISMS適合性評価制度の捉え方と今後の展望ーセキュリティマネジメントシステムを考える一」です。出席者は全42名、うち支部員は9名です。

北海道経済産業局から情報政策課の大味課長を始め4名のご出席をいただきました。監査学会からも札幌人学の八鍬教授にご出席いただきました。支部会員がネットワークを生かして呼びかけたところ反響が多く、最後は宣伝を控えたほどです。

講演会ではISMSに関するご講演とSAAJのご 紹介をいただきました。ISMSに関しては、実に タイムリーかつ全体像がよくわかるもので大変 好評でした。私自身、細切れの情報知識はある ものの、全体がつながらないという状態だった のですが、ご講演をお聞きして、全体像がつか めたような気がしました。

またSAAJのご紹介ということで、我々の存在をアピールしていただきました。実践セミナーの出席者が多いのはこのおかげです。鈴木理事をはじめ皆様方のご支援により、支部は最高のスタートをきることができました。あとは我々の実績の積み重ねです。

#### (2)第1回勉強会

5月24日(金)に、第1回勉強会を実施いたしました。テクノパークという非常に不便な場所での開催だったのですが、8名(うち1名はゲスト)の参加を得ました。本部から送っていただいた月例会のビデオ(「COBIT3概説」(講師:公認会計士 上川真一氏))を上映し、その後支部員の安達さんがご専門のSPAやCMMとの比較説明、その後ディスカッションが続き、22時まで盛り上がりました。その後はもちろん懇親会です。

6月はいよいよ実践セミナーです。これも盛況になりそうです。全てが初めてのことばかりでウロウロしながら進んでいますが、楽しく部活のノリでやっています。

## 中部支部だより

No.962 山崎 敏夫

「日本の元気は中部支部にあり」

今、日本で元気のあるのは、サッカーW杯、阪神タイガース、利益が1兆円を超えたT社である。サッカーの日本代表は中部出身者が多く、阪神タイガースの監督は、泣く子も黙る中日から送り込んだ星野監督、T社を代表とする中部企業の業績は堅調である。この中部を支えるのが、SAAI中部支部である。

それでは、中部支部の5月の例会をのぞいて 見よう。会場は、岐阜県大垣市のソフトピア、 定刻の14:50には総勢24名の精鋭たちが集まっ た。ノーネクタイで出席するのが決まりであ る。出席者は出席簿代わりにホワイトボードの 座席表に記名していく。

司会:「えーっ。まず、懇親会の出欠をとります。14名ですね。ありがとうございます」「それ

では、次に、年間テーマの『システム監査の原点』です。」

原氏:『□△○×!!』(以下に要約)

「私のシステム監査の原点」(年間テーマ) 発表者 原 善一郎 氏

受験された情報処理試験やSAAJ発足当時から 現在に至る経緯に触れながら、「1:日本システム監査人協会の目的は、(1)勉強会で個人を高める。(2)業界団体として、合格者の地位を高める。(3)「システム監査」そのものを高めることである。そして、2:目的達成のための手段は、(1)社会に認められる。(2)必要とされるところでの活躍(3)PRが必要である。」司会:「次に、監査勉強会テーマ、『セキュリティ」です」

佐野氏: 「\$#д4」(以下に要約)

「セキュアなWebサーバの構築と運用に関して」 発表者 佐野 雅哉 氏

情報処理振興事業協会(IPA)の資料をもとに、情報セキュリティの現状、Webサーバ構築と運用に関するポイントを解説した。

テーマ発表のあとは、懇親会に移動し、歓談 と情報交換を行い、定例会以上に盛り上がった ことは言うまでもない。

以上、多少の脚色はありますが、元気な中部 支部の例会の紹介でした。中部支部の元気が欲 しい人は、7月13日名古屋市内予定の例会に参加 ください。

#### 中国支部便り

No.401 大谷 完次

中国支部メーリングリストがすっかり定着し、会員相互のコミュニケーションの場として必要不可欠なツールとなっています。地方に分散している会員からの問い合わせ、意見交換、取り継め等が素早く実施でき、今回の公認システム監査人認定申請に威力を発揮しました。

中国地方では前年度に実施された県のシステム監査に引き続き、今年度は市レベルでシステム監査の動きがあります。システム監査のフォローの風を受けて、NPO日本システム監査人協会中国支部として、パンフレットを持って関係機関への訪問やアピールの機会を作りたいと思っています。

## 会員が書いた本の書評

# 日本システム監査人協会編 「情報セキュリティアドミニストレータ 短期合格テキスト」

#### No.6008 梅津 尚夫

タイムリーな本が出版されました。執筆者は、全員が日本システム監査人協会の会員です。荒牧裕一・村井俊文・野村章・五十嵐敬(ペンネーム)・中尾宏・喜多陽太郎の各氏が執筆し、荒川幸式副会長が監修しています。

この本は情報セキュリティアドミニストレータ受験のための知識を得て試験の合格を目指す 人のためのものです。情報処理技術者試験「情報セキュリティアドミニストレータ」の受験に必要な内容が十分に網羅されています。

しかし、同時にシステム監査人にとっても、 セキュリティの勉強になる本です。ご承知のように、セキュリティはシステム監査の3要素で ある安全性、信頼性、効率性のひとつですか ら、システム監査人として「私はセキュリティは わかりません」という訳にはいきません。システム監査を行う人に必須の知識です。

そのセキュリティをどのように分析しどんな対策を取るかを平易に説明しているのがこの本ですから、その点で、システム監査人にとって、必携の書といえるでしょう。

さらに、システム監査人はセキュリティの専門家と世の中からは見られていますから、情報セキュリティ教育を依頼されることも多いと思います。この本はそのような目的利用のため、章末などに配置した確認問題の模範解答を巻末の小冊子にまとめて、さらに小冊子が取り外せるようになっています。答えがすぐそばにあると教育効果は半減しますから、なかなかのアイデアです。

この本の意義は、NPOシステム監査人協会の名前で出版されたはじめての本であるということです。過去にも、日本システム監査人協会として「情報システム監査実践マニュアル」1998年工業調査会などを出版してきました。これからも幾多の出版がされると思いますが、今回は記念すべきNPO出版第一号です。

なお、原稿料の50%は、執筆者より協会に寄 付されることとなっております。 本の構成は、下記のとおりです。

- ・セキュリティ方針の策定
- セキュリティ基準の策定
- ・認証と権限のコントロール
- ・論理セキュリティのコントロール
- ・物理セキュリティのコントロール
- ・セキュリティシステムの運用管理
- セキュリティの分析

全体としてみると、セキュリティを論ずるときに必要な一通りの内容を網羅しています。これは、情報処理試験の範囲を定めたスキル標準をカバーしている内容であり、キーワードの説明や過去問の解説もついており、受験対策にぴったりの内容です。本資格は平成13年度秋期から設けられた新しい試験区分です。皆さんも新しい資格にチャレンジしてみてはいかがでしょうか。

発行 日本能率協会マネジメントセンター

定価 2400円+消費税

発行 3000部



## 会員の書いた本紹介

#### No.555 松枝 憲司

このたび本協会の理事である木村裕一さんが 編者で、他にも協会会員である蓮見節夫さん、 斎藤尚志さん、宮内京子さんが執筆された「情報 セキュリティアドミニストレータ合格完全対策」 が出版されました。経林書房から2,800円です。

ご存知の通り「情報セキュリティアドミニストレータ」は、平成13年度に新たに設けられた試験

区分です。その役割と業務は以下の様に想定されています。

「情報セキュリティ管理の現場責任者として、 セキュリティに関する企画・実施・運用・分析 の全ての段階で、物理的観点、人的観点及び技 術的観点から情報セキュリティを保つための施 策を計画・実施し、その結果に関する評価を行 う業務に従事する|

本書の構成は以下のとおりです。

- ■出題と傾向(平成13年度問題の分析)
  - 第1章 情報セキュリティの基本知識
  - 第2章 リスク分析と情報セキュリティポリ シ策定
  - 第3章 セキュリティシステムの構築
  - 第4章 セキュリティの運用と評価
  - 第5章 情報セキュリティ技術
  - 第6章 情報セキュリティの標準化と関連法規

#### ■ 平成13年度試験の全問題と解説・解答

本書の特徴として、1つのテーマが左右見開き2頁で完結するチャート式があげられます。 試験直前対策として、非常に効果的だと思います。

会員の方が所属されているほとんどの組織において、これから情報セキュリティアドミニストレータが必要とされてきます。また情報セキュリティアドミニストレータの仕事振りは、システム監査の監査対象となります。

知識と実務経験豊富な執筆人による本書は、 本試験の合格を目指す人だけではなく、システム監査人としてセキュリティに関する知識を整 理する上でも非常に有効だと思います。

皆さんも是非手にとってご覧ください。お薦 めします。



## 新入会員の声

No.993 上野 嘉隆

皆さんはじめまして。このたび、SAAJの法人 会員となりました NSD(株式会社 日本シス テムディベロップメント)です。よろしくお願い 致します。

当社が、今回SAAJに加盟するきっかけとしましては、SAAJ協会事務局の現在の入居場所をご紹介した等の経緯があり、入会を勧めて頂いたことが大きいと思います。また、当社も業務の一環として、システム監査を展開していく段階でもあり、お勧めに従い入会をさせて頂くことになったものです。

当社は、名前が示していますように、システム 分析・設計の受託、プログラム開発の受託、コン ピュータ室運営管理、システム機器販売、ソフト ウェアプロダクツ販売 等、コンピュータシステ ムに関する業務を専門に行っています。

例えば、衛星通信システムやオンラインなど、マクロな視点に立った大規模なネットワークビジネスが主流になりつつある今日、NSDでは既に、東京・大阪を核にして、日本全国の拠点と端末をダイレクトに結ぶサテライトオフィス的なネットワークサービス体制で、ソフトウェア開発を行う事業計画を推進しています。ニーズにマッチした調査・分析から企画開発・納品保守に至るまで、年々大規模になるソフトウェア開発のあらゆるプロセスは、どれひとつゆるがせにできないものばかりです。

NSDでは、特にSI(システムインテグレーター)として仕事全体の円滑な流れを重視しながら、確かなコンセプトに基づいた計画立案および設計の工程に力を注ぎ、ユーザーニーズに最適なシステム開発に努めています。社員数約2,200名で、東京・大阪両本社を中心に、全国に業務を展開しています。

当社のシステム監査との関わりは、NSDグループ内にシステム監査技術者試験合格者やシステム監査の経験者を集め、お客様からの依頼を受け、システム監査を受託・実施することで事業を展開しております。システム監査の担当者としては、大手金融機関のシステム開発部門で約20年・システム監査部門で約6年といった経験者等で構成しています。

これからも、積極的に活動に参加させて頂き、自己研鑚に努めつつ、SAAJと共に情報化社会の発展に貢献できればと思っております。

今後ともよろしくお願い致します。

No.6022 町田 敦

このたびSAAJに法人会員として入会いたしま した株式会社ジーシーシーです。

弊社は群馬県内の地方自治体やその関連団体を中心に、受託計算や開発、パッケージソフトの開発やSIなどを行っております。特にPC系パッケージソフトには早くから資源を投入し、現在全国500自治体以上が、弊社の何らかのパッケージソフトを利用されています。

市場の特性として、取扱う情報にセキュリティレベルの高い住民情報なども含まれており、システム監査につきましても、社内監査を中心に早期から手掛けて参りました。

そのような地道な努力の結果、ISO9001やシステムインテグレータ認定はもちろんのこと、プライバシーマーク認定とISMSに関しましては、全国で最も早い認定取得企業の中に名前を連ねております。

しかしながら、昨今のネットワークコン ピューティングの普及状況を俯瞰しますと、単 に一定の資格に基づいて運用に当たるだけで は、市場の期待に必ずしも実効的に応えること ができないのではないかと危惧し、この度エキ スパートの集合体であるシステム監査人協会に 参加させていただくこととなりました。

弊社セキュリティポリシー策定プロジェクトにアドバイスをいただくために、SAAJ法人部会担当理事である一村様に、ご来社の上ご講演いただいたことも、弊社員や幹部がこういった取組に一層力を入れるべきであると認識するに至る大きな契機となりました。

法人会員ですので、個人会員の方々に比べて 何かと融通か効かないこともあろうかと思いま すが、積極的に情報交換や研究に参加していく つもりですので、宜しくご指導お願い申し上げ ます。

## 理事会からのお知らせ

## ■電子メールアドレスの登録・変更

についてのお願い

現在、会員の皆様への情報は、2つの電子 メールシステムを使って連絡しています。その ひとつが会員向メーリングリストであり、会員 相互の情報交換に利用しています。加入は自由 です。もうひとつは、会員名簿に登録された電 子メールアドレスによるものです。各会員あて に月例研究会の案内やその他の必要情報を事務 局から送るために利用しています。

再三のお願いで恐縮ですが、電子メールアドレスを必ず事務局に登録するようにお願いします。電子メールアドレスの登録・変更方法は次のとおりです。

#### (1)あて先:

owner-saaj@mla.nifty.ne.jp (メーリングリストへの登録・変更のとき) saajjk1@titan.ocn.ne.jp

(会員名簿への電子メールの登録・変更の とき)

- (2)件名:電子メールアドレスの登録(変更)
- (3)本文:
  - ①会員番号 ②氏名
  - ③電子メールアドレス(新)
  - ④電子メールアドレス(旧:変更の場合)

#### (4)その他:

住所、会社、電話番号等の変更の時 は、新旧を併記してください。

なお、1~2ヶ月経っても電子メールによる 連絡が届かない場合、何らかの理由により電子 メールアドレスが登録されていないことが考え られますので、時々メールを確認して、必要な 場合は、電子メールアドレスの登録・変更の手 続きをお願いします。

(ML担当理事及び事務局)

#### ■月例会のご案内

#### <第89回予告>

テーマ:

「Trusted OSによるセキュリティ強化」(仮)

講師:株式会社 CRCソリューションズ インターネット事業部

ネットワークソリューション部 プリンシパルコンサルタント

藤 俊満(トウ トシミツ)氏

日時:2002年7月17日(水)18:30~20:30

場所:東京労働スクエア

(ワーカーズサポートセンタ)701号室 中央区八丁堀(地下鉄八丁堀駅至近)

近日中に日本システム監査人協会のHPに掲載、あるいはメーリングリストにて、案内いた します。 〈広告〉

# 公認システム監査人 (Certified Systems Auditor) 特別認定識習のご案内

下表の資格所有者は、指定の科目(〇印)を受講し一定以上の成績を修めることにより、公認システム監査人(補)の申請について、特別認定制度の適用を受け、情報処理システム監査技術者試験合格者と同等に取り扱われます。

所有資格 履修科目	情報処理 技術者 * 1	情報セキュ リティアト*ミ ニストレータ	中小企 業診断 士*2	公認会計士	技術士 (情報工 学のみ)	ITコー ディネー タ	CISA
情報システム	-	-	1	0	_	_	-
システム監査	0	0	0	0	0	0	_
論文・プレセン テーション	-	0	0	_	_	0	0

- \*1 システムアナリスト、プロジェクトマネージャ、アプリケーションエンジニア (旧制度の特種を含む)および上級システムアドミニストレータ が対象。
- \*2 旧制度の中小企業診断士の商業部門、鉱工業部門を除く。

## 【主催】特別認定講習機関 (株)アーク 電話04-7133-1434

特別認定講習の場所・日程は、http://www.gigamall.ne.jp/~csa/をご覧下さい ISMS制度については、http://www.gigamall.ne.jp/~security/をご覧下さい

## 編集後記

この春頃から恐ろしいコンピュータウィルス「Klez(クレズ、およびその亜種)」が蔓延しています。わたくしもプライベートでは朝・晩各50通くらいのメールを受信しますが、多い日は、毎回ウィルスが送られてきます。ウィルスチェックソフトが検知してくれるのですが、その都度ドキドキしてしまいます。

SAAJ会員の皆様に改めて申し上げるのも気が引けますが、最近のウィルスは大変手ごわいです。何が手ごわいかというと、感染するとウィルス付きのメールを勝手に発信してしまうことです。この時、感染者のアドレス帳から任意の発信者を選んで本人になりすまし、任意のあて先に発信します。クレズの亜種では、ウイルス対策ソフトを停止させるものも出たとのことです。メール受信だけではなく、特定のWebを閲覧しただけで感染することもあるのです。

ウィルス感染報告は、IPA(情報処理振興事業協会)です。(システム監査技術者試験の午前問題によく出ましたネ)。その他、ウィルス対策ソフトウェア各社のホームページにも情報がありますので、定期的にチェックされるとよいと思います。SAAJでも会員のメーリングリストがありますが、どうかSAAJ内ではウィルス付きのメールをやり取りされませんように。

今号は、会員の皆様からの投稿を3部掲載しました。すこし前にメーリングリストで白熱した議論をまとめていただいたものです。どうもありがとうございました。(n.h)

## 新規入会者一覧

番号 日	6 名	勤務先・所	属
新入個人	会員		
1081 隈元	亡 弘一	(株)日立製作所	監査室
1083 長野	予 統一	(株)構造計画研究所	移動通信システム部
1084 山田	1 祐己	(株)ユニバーサルコンツエルン	中部支社
1085 堀	広生	住友電工システムズ(株)	ネットワークシステム開発センター
1086 若林	木 隆	(株)UFJ銀行	内部監査部
1087 金田	租 雅子	(株)三菱東京フィナンシャル・グループ	監査部
1088 尾崎			
1089 栗原		(有)津田沼広房	
1090 瀧本		(株)富士通北海道システムエンジニアリング	ソリューション営業部コンサルティンググループ
1091 西部		(有)メイプルカンパニー	
1092 田島	3 章	日本オラクル(株)	会計コンサルティング部
1093 達服	<b>惠子</b>	監査法人トーマツ	エンタープライズリスクサービス
1094 加菔	英 千秋	北洋銀行	事務システム部
1095 木ヲ	モ 泰弘	日立エス・シー(株)	ERPソリューション事業部
1096 馬崎	奇 哲	シュルンベルジェ(株)	SPL
1097 石田	日稔	三菱信託銀行	システム管理部
新入法人	会員		
6022 町田	1 敦	(株)ジーシーシー	営業本部
6023 三さ	ち 敏子	朝日監査法人	TRC事業部
6024 安原	節男	有限会社オフィス・あん	システム監査担当
6025 佐竹		(株)日本システムディベロップメント	総合企画部
6026 山口	1 忠男	監査法人トーマツ	エンタープライズリスクサービス部

発行所 特定非営利活動法人日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒163-0716

東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビル16階16W4号室 TEL 03(3348)4415 FAX 03(3348)4416

事務局メール: saajjk1@titan.ocn.ne.jp

オームページ http://www.saaj.or.jp/

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXでお願いします 会員専用メーリングリスト: saaj@mla.nifty.ne.jp ※加入方法は owner-saaj@mla.nifty.ne.jpにお問い合わせく ださい。また受信アドレスの変更時も登録が必要になります ので、上記アドレスまで連絡してください。

## 会報担当理事

原田 奈美 日本アイ・ビー・エム(株)

富山 伸夫 富山システム監査事務所

吉田 裕孝 三井物産(株)

蓮兒 節夫 科研物流(株)

三谷燮一郎 (株)NTTデータ経営研究所

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でも OK)を募集します。記名記事は薄謝進星します。書籍 紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下 さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@egroups.co.jp